# 奈良県配偶者等からの暴力防止及び 被害者支援基本計画(第5次)

令和5年3月

奈 良 県

# 目 次

第1章 計画策定の趣旨等	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の推進及び進行管理	2
5 持続可能な開発目標(SDGs)との関係	2
6 計画の対象	2
第2章 DVの現状	3
1 各機関の役割と取組状況	3
2 DV相談及び一時保護の状況	
3 DV県民アンケートの調査結果	
4 DV被害者支援者アンケート調査の結果	
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 基本目標等	23
第4章 計画の内容	
基本目標1 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	
(1)県民への意識啓発	25
(2)学校・家庭・地域での人権教育の推進	
(3)DV加害者への取組	
基本目標2 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制	整備
(1)配偶者暴力相談支援センターにおける支援の強化	28
(2)市町村におけるDV対策の促進	29
(3)関係機関との連携強化	30
基本目標3 安心して相談できる体制の強化	
(1)安心して相談できる体制の強化	32
(2)相談員等の育成	33
(3)苦情処理体制の整備	34
基本目標4 DV被害者を安心·安全に保護する体制の強化	
(1)一時保護体制の確保	35
(2)DV被害者が安心できる安全な保護体制の確保	36
基本目標5 DV被害者の自立に向けた支援の強化	
(1)総合的な支援の強化	38
(2)就業支援の強化	39
(3)住宅支援の強化	39
(4)同伴する子ども等への支援の強化	40
資料編	42

## 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という)は、犯罪となる行為をも含む 重大な人権侵害です。

DVの被害者は多くの場合、女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を 妨げるものとなっています。

DVは、被害者の生命や身体に危害を及ぼしたり、精神的に有害な影響を及ぼしたりする危険性が高いにもかかわらず、家庭内において発生することが多いため潜在化しやすく、外部から発見されにくい状態にあり、DVのある家庭では、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう面前DVなど、子どもへの虐待も併行して発生している場合が多くみられます。近年は、DVに対する意識の高まりとともに、交際相手からの暴力(以下「デートDV」という)や精神的DVに対する訴えも増加しており、DVへの対策は喫緊の課題となっています。

DVに関係する法制度としては、平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という)」が制定され、その後、4回の改正を経て、市町村の取組促進、保護命令制度の拡充、配偶者暴力相談支援センターの役割強化、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法律を準用すること、DVと児童虐待が密接に関係することをふまえ、DV対応機関と児童相談所とが相互連携すること等が定められました。

本県では、平成13年に「奈良県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、令和3年度からの5年間を計画期間とする「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画(第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画)」において、施策体系に「女性に対するあらゆる暴力防止」等を位置づけ、男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでいるところです。

また、DV被害者支援の取組みとして、DV防止法の制定以前より、婦人相談所においてDV被害者の相談や保護を行ってきました。平成14年4月からは、中央こども家庭相談センター内に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、高田こども家庭相談センターや女性センターと併せて相談体制を充実するとともに、平成30年度には奈良県性暴力被害者サポートセンター(愛称:NARAハート)を設立し、相互に連携を図りながらDV被害者の支援を行っています。また、平成30年3月には、「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」を策定し、DV被害者に対して相談・保護、自立支援等の総合支援を行ってきたところです。

近年のDV被害者のおかれている現状は、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛や休業等の状況下等、社会情勢も影響し複雑・多様化していることから、支援にあたっては市町村、関係機関等との適切な役割分担と連携がより一層重要となっています。

このたび本県では、「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」を策定し、誰もが安全・安心に暮らせるよう、DVを容認しない社会の実現のため、県民に対して理解と協力を求めるとともに、県、市町村及び関係機関等が、相互に連携・協力を図り、さまざまな観点から幅広くDV対策の取組みをより一層推進します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、広範多岐にわたるDV防止及び被害者支援対策を総合的、計画的に推進するため、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき策定するものです。

本計画は「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」等での意見聴取を経て策定しています。

## 3 計画期間

計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間です。

## 4 計画の推進及び進行管理

県は本計画の趣旨に沿って、市町村及び関係機関との連携・協力を図り、情報提供や研修機会を設けながら、計画で示した施策を推進するとともに、本計画に基づく施策を実施する上で、県民等に対して理解と協力を求めます。

また、「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」において、施策の実施状況を報告し、意見を求め、進行管理を行います。

## 5 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

平成 27 年に国連において掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)」では、17 の目標のうち 5 番目の目標として「ジェンダー平等の実現」を、16 番目の目標として「平和と公正をすべての人に」等を掲げており、あらゆる形態の暴力の撲滅を目指すこと等が掲げられています。

SDGsの理念に基づき、本計画に基づく施策・取組みを推進します。

## 6 計画の対象

DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」に加え、デートDVを合わせ「配偶者等からの暴力」とし対象としています。

なお、「配偶者等からの暴力」と関連の深い課題である、ストーカー行為など特定の相手からの暴力、性暴力に関する施策についても実施施策の一部に盛り込んでいます。

#### <配偶者等からの暴力>

- ・DV防止法第1条で規定する配偶者(事実婚、元配偶者を含む)、及び同法第28条の2に基づき同法を準用する生活の本拠を共にする交際相手からの暴力(配偶者からの暴力)
- ・生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力(デートDV)

「暴力」は、身体的暴力だけではなく、精神的、性的暴力なども含みます。

#### 【身体的暴力】

殴る/蹴る/髪を引っ張る/平手でうつ/物を投げつける

【精神的暴力】「モラハラ」(モラルハラスメント)と表現されることもある

殴ったり物を投げつけるふりをしておどす/人前でバカにしたり、命令ロ調でものを言う 外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする/大声でどなる

#### 【性的暴力】

性行為を強要する/避妊に協力しない/中絶を強要する

#### 【経済的暴力】

生活費を渡さない/貯金を勝手に使われる/無理やり借金をさせられる

## 第2章 DVの現状

## 1 各機関の役割と取組状況

DV被害者の支援においては、発生防止のための広報啓発から、被害者の発見、通報や相談への対応、保護、自立支援等、多くの段階があり、多様な関係機関が関わっています。

各機関が、必要に応じて、認識の共有、情報の交換、具体的な事案についての協議等を行い、効果的に連携することが必要です。

#### (1)国

- ・国は、法令を整備し、都道府県、市町村のDV計画策定の指針となる基本方針を策定します。
- ・被害者支援に関する各種制度が適切に行われるよう都道府県、市町村等関係機関へ周知を行います。
- ・DVについての調査、研究を行います。
- ・国及び地方公共団体の施策の実施状況を把握するとともに、民間支援団体等関係者の意見を 聴取し、基本方針に基づく施策の実施状況にかかる評価を行い、必要に応じて措置を講ずること とします。
- ・国民への広報啓発を行っているほか、電話、メール、チャット等による相談対応を実施します。

#### (2)県

- ・県は、DVの防止及び被害者の保護等にかかる専門的・広域的な施策を推進する役割を担います。特に、福祉、保健、医療、就労、教育、警察、司法など各分野の専門機関等との広域的な連携の強化を図ります。
- ・市町村における相談・自立支援などの被害者支援の取組みに対する支援を行うとともに、民間団体とのネットワークの形成に努めます。
- ・県民への広報啓発や「DV相談対応の手引き」の活用促進、相談員等への研修を含む県全体の DV対策の推進体制の強化を図ります。
- ・県配偶者暴力相談支援センターは、被害者支援の中核として相談・保護を行うとともに、自立を 目指すDV被害者に、就業の促進、住宅の確保、各種援護制度の利用等について、関係機関との 連絡調整等の援助を行います。

#### (3)市町村

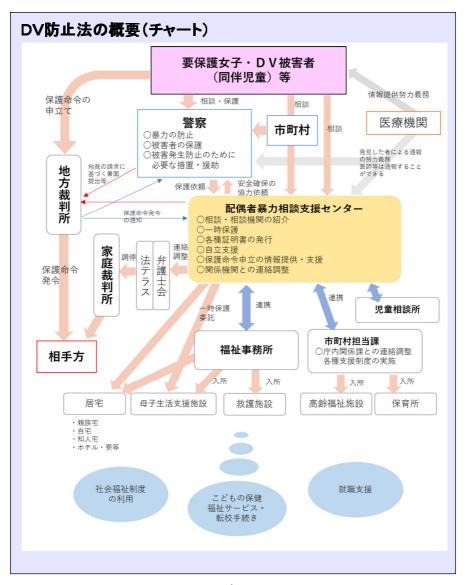
- ・市町村は、住民への広報啓発をはじめ、被害者とその家族にとって身近な相談窓口として、被害の発見や相談への対応、安全の確保、被害者の自立において必要な支援をする重要な役割を担っています。このため、被害者の状況、緊急度等を的確に把握して、関係機関との連携を図り、被害者の個々の事情に応じた適切な支援を行っていく必要があります。
- ・一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際に、関係機関との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行うことも必要です。
- ・DV防止法に規定される「配偶者暴力相談支援センター」の設置についても取組みを進めていく必要があります。(努力義務)

#### (4)警察

- ・電話、面接による相談への対応とともに、被害者の身体の安全確保を最優先とした対応を行っています。
- ・加害者に対し、刑罰法令に触れる場合には検挙等を行い、触れない場合には指導警告等を行う 等、DV被害の発生を防止するための措置を講じています。
- ・被害者に対し、個別の事案に応じ、必要な自衛措置に関する助言、関係機関の業務内容及び保護命令制度を情報提供する等、被害者の立場に立った措置を講じています。
- ・危険性、切迫性が高い事案の被害者等に対しては、民間宿泊施設への一時避難に伴う宿泊費用の一部公費負担をしています。

#### (5)弁護士会、法テラス

- ・離婚等、法的な手続きを行う際に、弁護士への依頼を行うときは、各弁護士に直接依頼するほか、 弁護士会を通じて依頼することができます。
- ・各弁護士が有料で法律相談に対応しているほか、法テラスでは、資力等の要件を満たす方を対象に無料の法律相談も行っています。
- 市町村によっては、弁護士等による無料の法律相談を行っていることがあります。



## 2 DV相談及び一時保護の状況

※奈良県中央こども家庭相談センター、高田こども家庭相談センター、女性センターにおける相談対応については、DV防止法の根拠を要しない別居の交際相手や親族などからの暴力についても対象としています。

#### (1)DV相談の状況

#### - 全国

全国のDV相談件数は、令和2年度において内閣府が開設したSNSを活用したDV相談+(プラス)により急激に増加しましたが、令和3年度は微減しました。

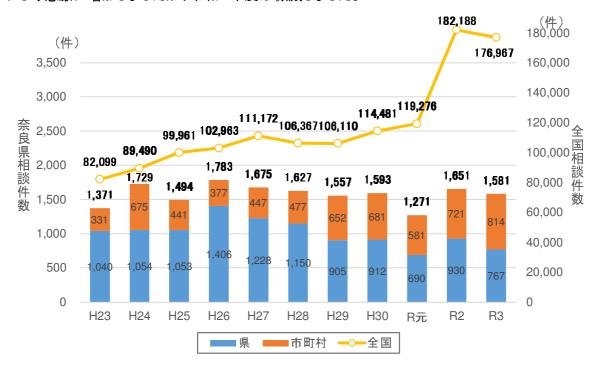


図1 全国のDV相談件数

#### - 県

中央こども家庭相談センター(配偶者暴力相談支援センター)、高田こども家庭相談センター及び女性センターのDV相談件数は、令和3年度は767件で、令和2年度と比較して17.5%減少しました。

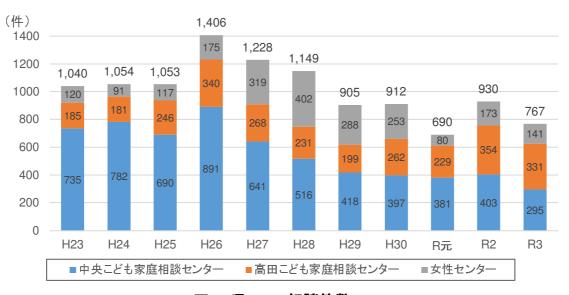


図2 県のDV相談件数

## - 市町村

市町村のDV相談件数は増加傾向にあり、令和3年度は 814 件で令和2年度と比較して 12.9%増加しました。

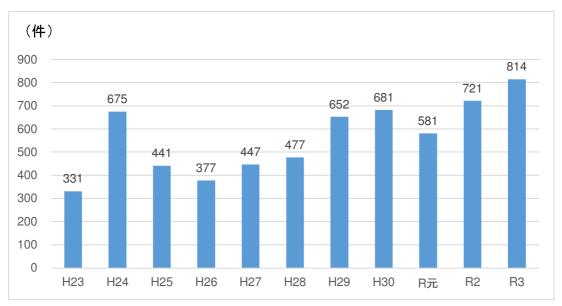


図3 県内市町村のDV相談件数

## - 警察

警察におけるDV相談等件数は、令和3年は473件で、近年減少傾向にあります。

(注)警察における相談件数は、毎年1月~12月の件数

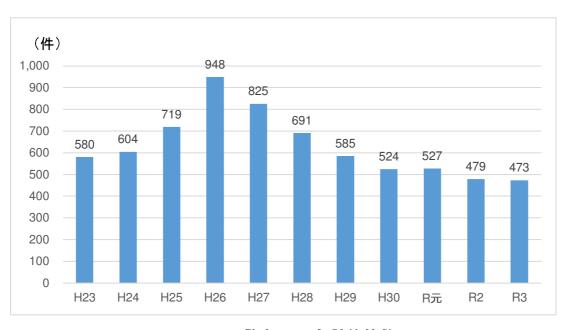


図4 警察のDV相談等件数

## (2)一時保護の状況

## - 一時保護者数

県が行ったDV被害による一時保護者数について、令和3年度は、被害者本人が37人、同伴児童が33人でした。

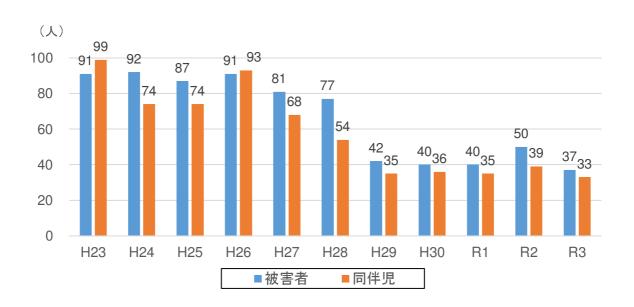


図5 一時保護者数

## - 一時保護の受付経路

平成28年度、令和3年度どちらも「警察」が最も多く、8割ほどを占めています。

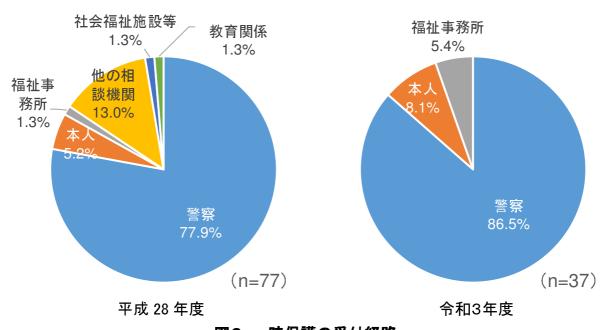


図6 一時保護の受付経路

## - 一時保護退所後の状況

一時保護所退所後の行き先については、平成 28 年度は「帰宅」が最も多い状況でしたが、令和3年度は「母子生活支援施設等」が最も多くなっています。

(注)「住居設定」とは、直近の住居、実家・身内宅、友人・知人宅を除く新たな住居を設定

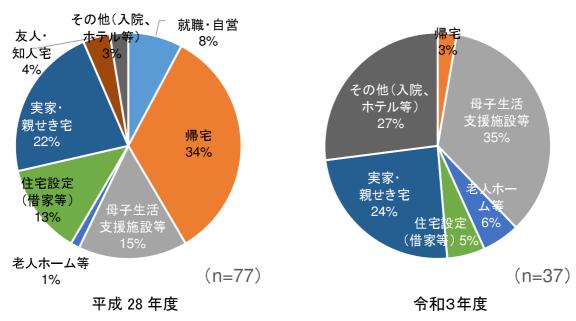


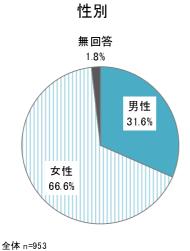
図7 一時保護退所後の退所先の状況

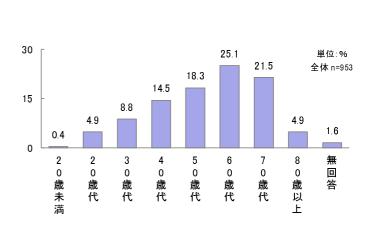
## (1)調査の目的

「配偶者等からの暴力に関する調査」(DV県民アンケート調査)は、令和5年度以降を計画期間とする「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画(第5次)」を策定するにあたり、県民のDVに関する意識、被害等の経験の状況、ニーズ等を把握・分析することにより、課題解決のための具体的取組みを考える際の参考とすることを目的とし、実施しました。

## (2)調査の概要

調査期間	令和 4 年 10 月 21 日 ~ 11 月 7 日
調査方法	郵送による配布・回収
対象者数	3,500 人 - 男性:1,574 人 - 女性:1,926 人
調査対象	奈良県在住 18 歳以上の男女 ※市町村が管理する選挙人名簿から必要数を等間隔抽出法により抽出 (市町村別人口比率で割当て(最小割当て人数を35人に設定))
回収数	957 通(回収率:27.3%)、有効回答数 953 通(回収率:27.2%) ・男性:301 名(回収率:19.1%) ・女性:635 名(回収率:33.0%) ※問1 性別が「無回答」17 件あり
調査項目	<ul> <li>・配偶者等からの暴力に関する意識について</li> <li>・配偶者等からの暴力について(被害経験、加害経験)</li> <li>・友人や家族などからのDVに関する相談について</li> <li>・その他(自由記載)</li> <li>・属性(性別、年齢階層、市町村名、職業、年収、世帯構成、結婚歴)</li> </ul>





年代

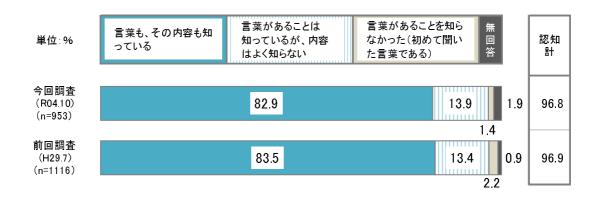
### (3)調査結果の概要

**<配偶者等からの暴力に関する意識について>** 

## ①「配偶者等からの暴力」(DV)の認知度

「言葉も、その内容も知っている」が最も多く 8 割以上でした。一方で、「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」、「言葉があることを知らなかった」は合わせて約 2 割でした。

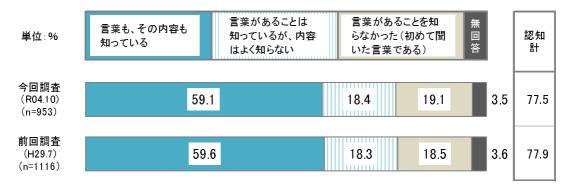
前回調査と比較して、ほとんど差はみられませんでした。



## ②「交際相手からの暴力」(デート DV)の認知度

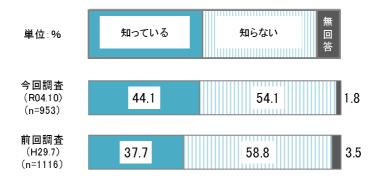
「言葉も、その内容も知っている」が最も多く約 6 割でした。一方で、「言葉があることは知っているが、 内容はよく知らない」、「言葉があることを知らなかった」は合わせて約 4 割でした。

前回調査と比較して、ほとんど差はみられませんでした。



#### ③ 相談できる窓口の認知度

「知っている」が約4割、「知らない」が約5割でした。 前回調査と比較して、「知っている」は6.4ポイント増加しました。

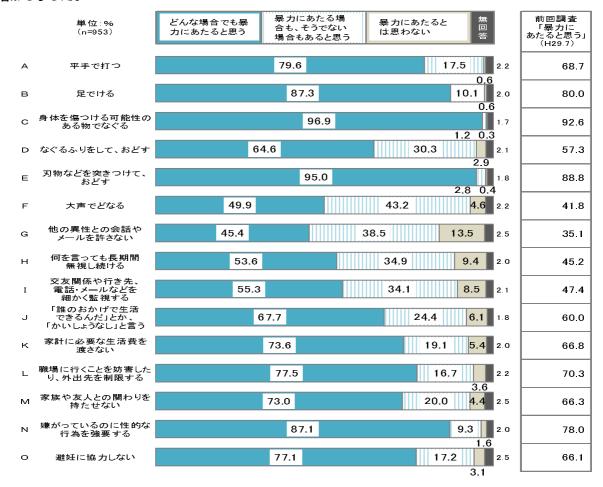


## ④ 次の行為が夫婦間で行われた場合、「暴力」と思うか

「どんな場合でも暴力にあたると思う」行為で最も多かったのは、[C.身体を傷つける可能性のある物でなぐる]であり9割以上でした。

「暴力にあたるとは思わない」行為で最も多かったのは、[G.他の異性との会話やメールを許さない] が最も多く1割強でした。次いで[H.何を言っても長期間無視し続ける]は約1割でした。

前回調査と比較して、「どんな場合でも暴力にあたると思う」はいずれも4ポイント以上増加しており、特に[O.避妊に協力しない] [A.平手で打つ] [G.他の異性との会話やメールを許さない]は、10ポイント以上増加しました。

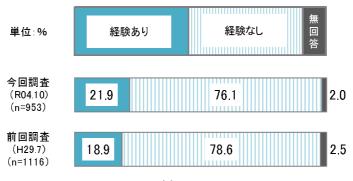


#### **<配偶者等からの暴力被害経験について>**

#### ①「配偶者等からの暴力」(DV)を受けた経験の有無

「経験あり」が約2割、「経験なし」が約8割でした。

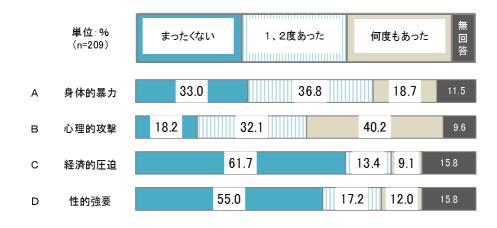
前回調査と比較して、「経験あり」が3.0ポイント増加しました。



## ②被害経験ありと回答した方の受けた行為

「何度もあった」もしくは「1、2 度あった」と回答した人が最も多かったのは、[B.心理的攻撃]であり、約7割でした。次いで多かったのは、[A.身体的暴力]であり、約5割でした。

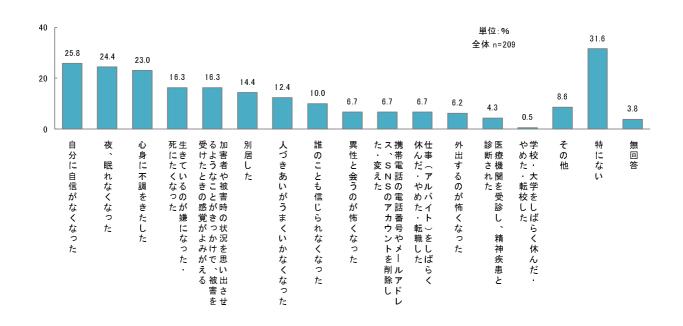
前回調査と「何度もあった」もしくは「1、2 度あった」計を比較すると、[B.心理的攻撃]ではあまり差がありませんが、その他はいずれも減少しており、特に[D.性的強要]では 8.7 ポイント減少しました。



「あった」 計	前回調査 「あった計」 (H29.7)
55.5	62.1
72.3	73.4
22.5	26.1
29.2	37.9

## ③被害経験ありと回答した方の生活の変化(複数回答)

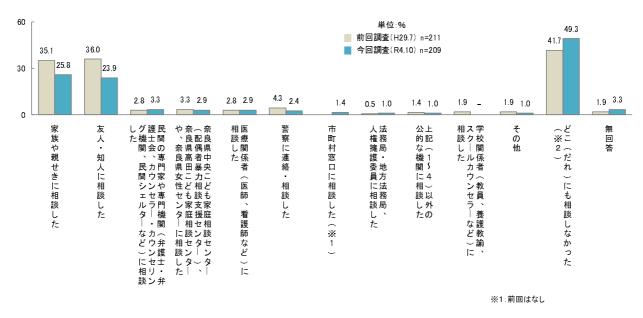
「特にない」が最も多いですが、次いで「自分に自信がなくなった」が約3割、「夜眠れなくなった」が約2割でした。



## **④被害経験ありと回答した方の相談の有無**(複数回答)

「どこ(だれ)にも相談しなかった」が最も多く約 5 割、次いで「家族や親せきに相談した」が約 3 割、「友人・知人に相談した」が約 2 割で、身近な人が相談先となっています。

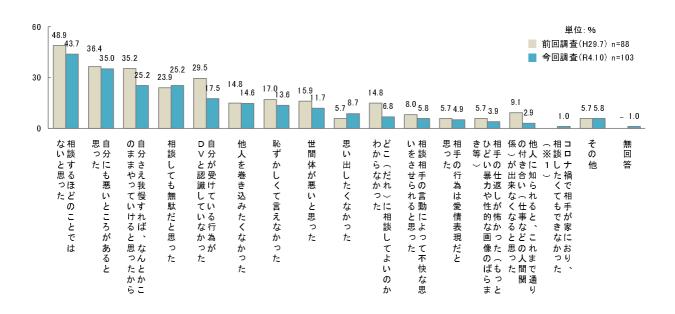
前回調査と比較して、「家族や親せきに相談した」「友人・知人に相談した」はいずれも 10 ポイント前後減少しており、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が 7.6 ポイント増加しています。



※2:前回は「どこにも相談しなかった」

## **⑤被害経験ありでどこ(だれ)にも相談しなかったと回答した方の理由**(複数回答)

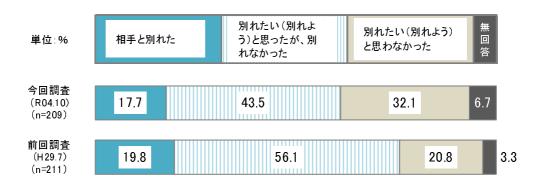
「相談するほどのことではないと思った」が最も多く約4割、次いで「自分にも悪いところがあると思った」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」、「相談しても無駄だと思った」が約3割でした。



### ⑥被害経験ありと回答した方の暴力を受けた後の対応

「別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」が最も多く約4割、次いで「別れたい(別れよう)と思わなかった」が約3割で、合わせて約8割の人が別れていないと回答しました。

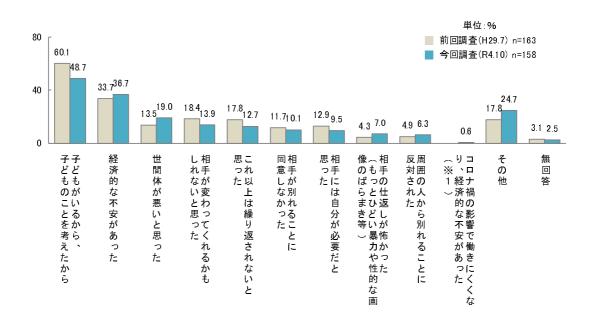
前回調査と比較して、「別れたい(別れよう)と思わなかった」が 11.3 ポイント増加し、「別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」が 12.6 ポイント減少しました。



## (7)被害経験ありで相手と別れなかったと回答した方の理由(複数回答)

「子どもがいるから、子どものことを考えたから」が最も多く約 5 割、次いで「経済的な不安があった」 が約4割でした。

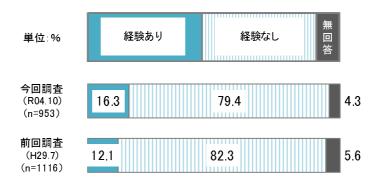
前回調査と比較して、「子どもがいるから、子どものことを考えたから」が 11.4 ポイント減少しました。



### **<配偶者等からの暴力加害経験について>**

## ①「配偶者等からの暴力」(DV)を行った経験の有無

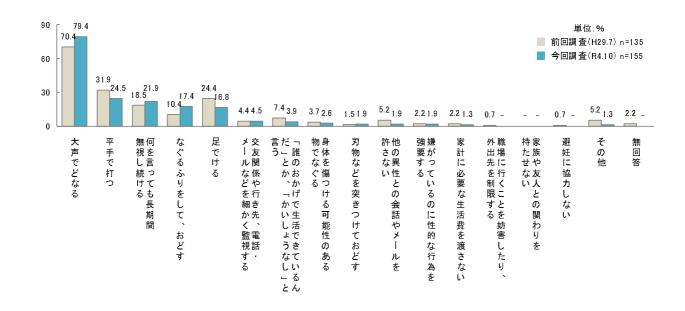
「経験あり」が2割弱、「経験なし」が約8割でした。 前回調査と比較して、「経験あり」は4.2ポイント増加しました。



## ②加害経験ありと回答した方の暴力の具体的行為(複数回答)

「大声でどなる」が最も多く約8割、次いで「平手で打つ」、「何を言っても長時間無視し続ける」が約2割でした。

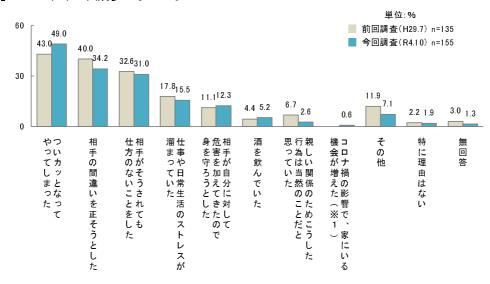
前回調査と比較して、「大声でどなる」が 9.0 ポイント、「なぐるふりをして、おどす」が 7.0 ポイント増加 し、「足でける」が 7.6 ポイント、「平手で打つ」が 7.4 ポイント減少しました。



## ③加害経験ありと回答した方の暴力行為を行った理由またはきっかけ(複数回答)

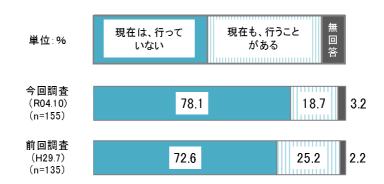
「ついカッとなってやってしまった」が最も多く約5割、次いで「相手の間違いを正そうとした」、「相手がそうされても仕方のないことをした」が約3割でした。

前回調査と比較して、「ついカッとなってやってしまった」が 6.0 ポイント増加し、「相手の間違いを正 そうとした」が 5.8 ポイント減少しました。



## ④加害経験ありと回答した方の現在の暴力行為の有無

「現在は、行っていない」が約8割、「現在も、行うことがある」が約2割でした。 前回調査と比較して、「現在は、行っていない」が5.5ポイント増加しました。

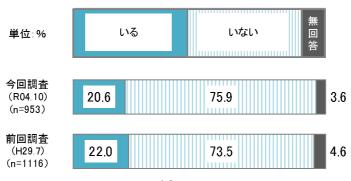


## く友人や家族などからの DV に関する相談について>

#### ①身近な人の中での「配偶者等からの暴力」(DV)被害経験の有無

「いる」が約2割、「いない」が約8割でした。

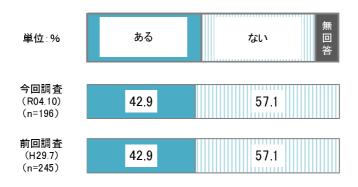
前回調査と比較して、ほとんど差はみられませんでした。



## ②身近な人の中で「配偶者等からの暴力」(DV)被害経験の有る方からの相談の有無

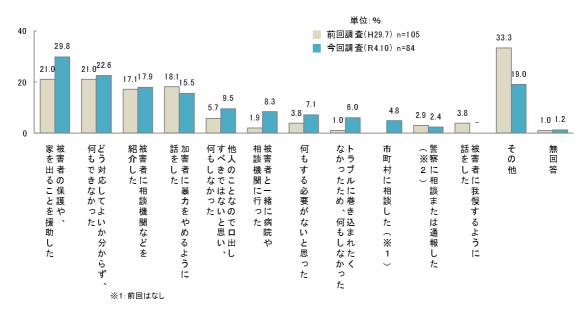
「ある」が約4割、「ない」が約6割でした。

前回調査と比較して、差はみられませんでした。



# ③身近な人の中で「配偶者等からの暴力」(DV)被害経験の有る方からの相談を受けたと回答した方の、相談を受けた後にとった行動(複数回答)

「被害者の保護や、家を出ることを援助した」が最も多く約3割、次いで「どう対応してよいか分からず、何もできなかった」が約2割、「被害者に相談機関などを紹介した」、「加害者に暴力をやめるように話をした」が2割弱でした。



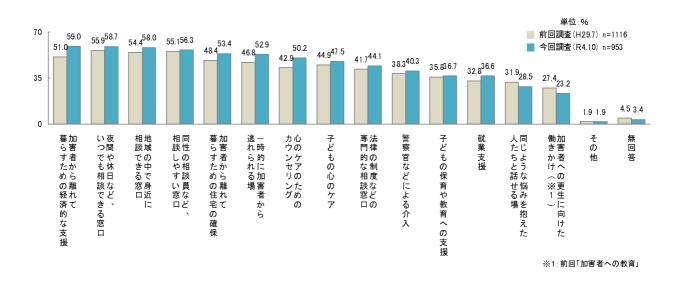
※2:前回は「警察に相談した」と「警察に通報した」が別選択肢としてあった(「警察に通報した」は0%であったため、「警察に祖談した」の数値を掲載)

## くその他>

## ①「配偶者等からの暴力」(DV)被害者への支援で重要だと思うこと(複数回答)

「加害者から離れて暮らすための経済的な支援」が最も多く約 6 割、次いで「夜間や休日など、いつでも相談できる窓口」、「地域の中で身近に相談できる窓口」「同性の相談員など、相談しやすい窓口」も約6割でした。

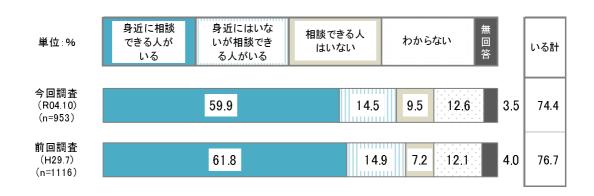
前回調査と比較して、下位の「同じような悩みを抱えた人たちと話せる場」「加害者への更生に向けた働きかけ」以外は増加しました。



## (2)悩みや心配事(DVにかかわらず)があるときに身近に相談できる人の有無

「身近に相談できる人がいる」が最も多く6割、次いで「身近にはいないが相談できる人がいる」が約1割でしたが、「相談できる人はいない」も約1割でした。

前回調査と比較して、大きくは変わりませんが、「身近に相談できる人がいる」と「身近にはいないが相談できる人がいる」の計は 2.3 ポイントわずかに減少しました。



## 4 DV被害者支援者アンケート調査の結果

## (1)調査の目的

本調査は、令和5年度以降を計画期間とする「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画 (第5次)」を策定するにあたり、被害者支援者の支援の実施状況、支援にあたり課題と感じている点等 を把握することにより、課題解決のための具体的取組みを考える際の参考とすることを目的とし、実施し ました。

## (2)調査の概要

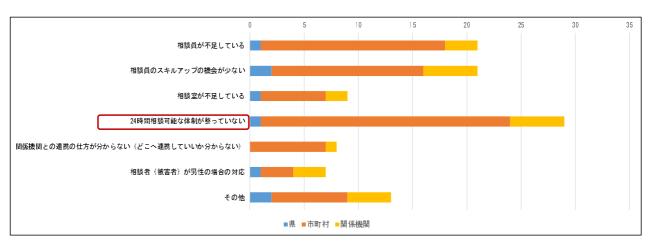
調査期間	令和 4 年 6 月
調査方法	選択・記述式の調査票を送付し、メール・FAX・郵送により回収
対象者	配偶者等からの暴力被害者支援協議会委員(庁内関係課除く)、母子生活 支援施設及び市町村の配偶者等からの暴力担当課 計 60 機関
回収数	37 市町村(※)、15 機関 ※うち 2 市はDV支援を担当する複数課から回答あり
調査項目	<ul><li>・配偶者等からの暴力の相談体制</li><li>・配偶者等からの暴力の相談実績</li><li>・配偶者等からの暴力の相談支援での課題等</li><li>・配偶者等からの暴力の支援者研修</li></ul>

#### (3)調査結果の概要

- 相談支援において課題となっていること(複数回答)

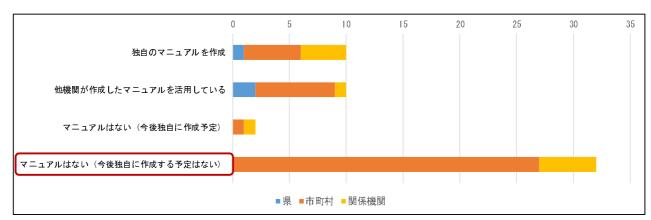
「24 時間相談可能な体制が整っていない」が最も多く29 機関、次いで「相談員が不足している」、「相談員のスキルアップの機会が少ない」が21 機関でした。

その他として、市町村において、「専任の相談員がおらず相談体制が整っていない」等の回答がありました。



## - 「DV相談対応の手引き」やマニュアルの有無

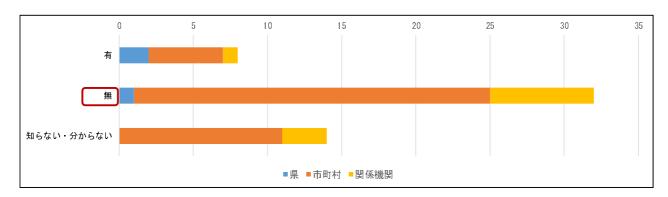
「マニュアルはない(今後独自に作成する予定はない)」が最も多く、32機関でした。



## - 「DV被害者相談共通シート(県作成)」使用の有無

DV被害者相談共通シートの使用「無」が最も多く、32機関でした。

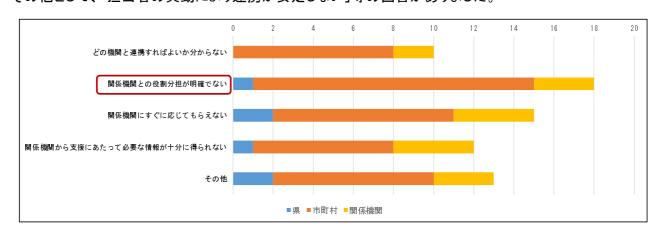
「有」の場合に使用してよかったこととして、「誰が対応しても聞かなければならないことがわかる」、「緊急度や情報を整理することが出来る」、「統一化した内容で聞き取りできることから、情報共有ができる」等の回答がありました。



## - **関係機関と連携する上で課題となっていること**(複数回答)

「関係機関との役割分担が明確でない」が最も多く、18機関でした。次いで「関係機関にすぐに応じてもらえない」が 15機関でした。

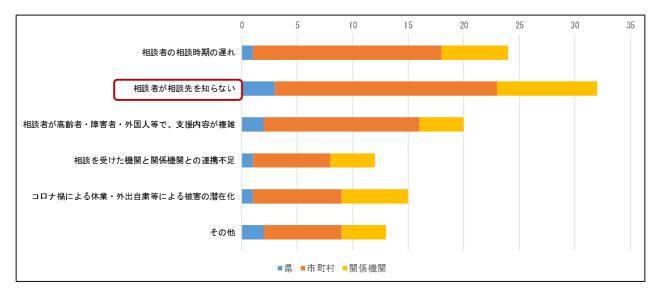
その他として、「担当者の異動により連携が安定しない」等の回答がありました。



### - 被害が深刻化する場合の主な原因だと思うこと(複数回答)

「相談者が相談先を知らない」が最も多く、32 機関でした。次いで「相談者の相談時期の遅れ」が 24 機関でした。

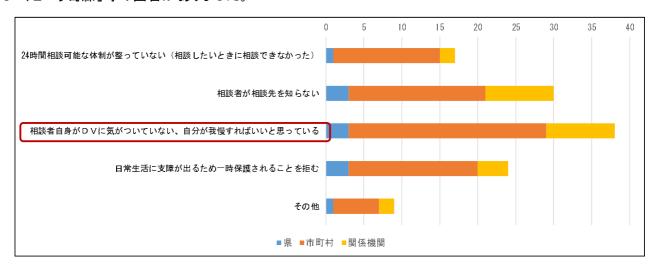
その他として、「被害者本人にDVを受けていることの認識がない」等の回答がありました。



## - 被害者にとってよく課題となること(複数回答)

「相談者自身がDVに気がついていない、自分が我慢すればいいと思っている」が最も多く、38 機関でした。次いで「相談者が相談先を知らない」が30機関でした。

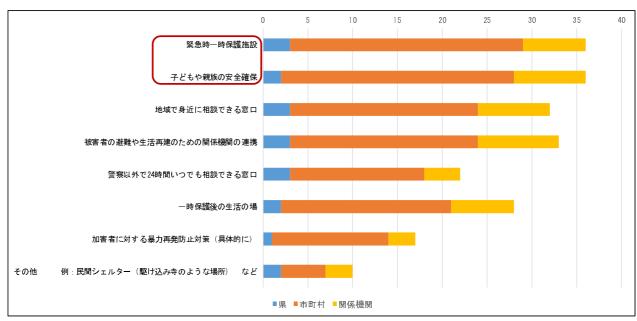
その他として、「子どものことや経済的不安が大きい」、「自宅に住み続けたい(配偶者に出ていってほしい)という葛藤」等の回答がありました。



## - 被害者支援において重要だと思うこと(複数回答)

「緊急時一時保護施設」「子どもや親族の安全確保」が最も多く、36 機関でした。次いで「被害者の避難や生活再建のための関係機関の連携」が33機関、「地域で身近に相談できる窓口」が32機関でした。

その他として、「民間シェルター(駆け込み寺のような場所)」、「緊急時一時保護時及びその後の生活における就労、経済面、生活全般の支援」等の回答がありました。



## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

すべての県民がDVを許さない意識をもった社会を目指す。

DVを発生させないことを目指し、万が一被害を受けたときは安心して相談・避難ができ、 自立した生活を取り戻せる社会を目指す。

### 2 基本目標等

誰もが安全・安心に暮らせるよう、DVを容認しない社会の実現のため、県民に対して理解と協力を求めるとともに、県、市町村及び関係機関等が、相互に連携・協力を図り、さまざまな観点から幅広くDV対策の取組みを推進します。

## (1)発生予防 配偶者からの暴力を許さない意識の醸成

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く社会に徹底するとともに、性別を問わずお互いを尊重し、力によって相手を支配する人間関係を形成することのないよう、人権尊重とDVを許さないという意識の醸成を図るため、様々なツールや機会を活用した県民への啓発や学校・家庭・地域での人権教育を推進します。

## (2) 体制整備 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備

DVを未然に防止するとともに、万一、DVが発生した際には、適切な支援につなぐため、県、市町村及び関係機関が、DVを許さない社会づくりのための推進体制を整備し、それぞれの役割を果たします。また、「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」のもと緊密に連携した取組みを進めます。

# (3)相談体制の充実 安心して相談できる体制の強化

被害者がいつでも安心して相談できる体制を強化するため、様々な相談ツールを充実させ、周知するとともに、被害者の意思や意向が尊重される支援を実施できるよう、相談員等の資質の向上に向けた取組みを推進します。

# (4) 被害者の保護 DV被害者を安心・安全に保護する体制の強化

DV被害者及び同伴する子ども等を加害者から守り安全を確保するため、夜間休日を含めた 24 時間体制で迅速に一時保護への対応を行うとともに、被害者及び同伴する子ども等が安全で安心な保護を受けられるよう体制の強化に取り組みます。

# (5)被害者の自立支援 DV被害者の自立に向けた支援の強化

DV被害者が加害者から離れて安心して自立した生活ができるよう、経済的基盤を築く就業支援や、生活の拠点を確保する住宅支援、同伴する子どもの学習支援など、被害者が抱える課題の解決に向けた支援の強化に取り組みます。

目標値	39市町村	年間平均7校	67.0%	12市町村	20市町村	39市町村	%0`08	39市町村
現況値	20市町村 (R4.10)	年間平均7校	44.1% (R4)	5市町村 (R4.10)	15市町村 (R4.10)	14市町村 (R4.10)	69.1% (R4.10)	32市町村 (R4.10)
評価指標	広報 (イベント) 実施市町村数	デートDV予防啓発出前講 	DVの相談先を知っている県 民の割合	専任女性相談員の配置市町 村数	■ DV基本計画6線定している 市町材数	「DV組織対応の手引き」の活用中間対数	一時保護者の生活面の充足 度	市町村のDV対応機関と要 保護児童対策地域協議会 (要対協)との連携市町村 数
	啓発力 パーカル 暴力防	<ul> <li>① 学生等に対する啓発キャンペーンの実施</li> <li>② 発達段階に応じた教育の推進</li> <li>③ テートD V の未然防止等に向けた啓発活動の推進</li> <li>④ 生涯学習、地域におする人権学習の推進</li> <li>① D V 加速者とならないための予防啓発活動の推進</li> </ul>		DV防止法に基づ、行即付基本計画の策定役進 市町村職員等を対象としたDVの理解を突める研修 專任文性相談員の配置推進(用浅) 「DV相談対応の手引き」を活用した、市町村の相談 完長弁護士会と協働した、弁護士による市町村等の	(6) 開発車が内部状子的指数 (1) 関係機関に対するDV被害者和減等の実施 (2) 関係機関が打発薬の機動がADV被害者支援を行うための情報提供 (3) 医療機関での連携強化(DV構遂が版マニュアルの活用) (4) 民生委員・児童委員本動の推進 (5) 関係機関や職務関係者との協働・連携による再線の拡充		<ul> <li>① 関係機関と連携した、D V 被害者及の同伴する子 化等の安全かつ速やか4一時保護</li> <li>② 保護命令申し立てへの支援</li> <li>③ 株毒者のい身の状況に合わせた一時保護先の検討</li> <li>③ D V 機告者及の旧伴な子どと等に対するころのケアの光実</li> <li>② 関係機関との連携によるD V 被害者及の同伴する子と符の安全確保</li> <li>③ あ分かる方の人権を尊重した対応</li> <li>④ D V 株舎者の個、「角株砂み名関係機関におりる個人情報の適切な管理と保護の領底</li> <li>④ D V 株舎名の個、「角株砂み名関係機関におりる個人情報の適切な管理と保護の領底</li> <li>⑤ 警察による「D V 被害者に対するD V 防止法などの分か炒りまし。領別</li> <li>⑤ 警察による「D V 被害者に対するD V 防止法などの分かりかまし。第四</li> </ul>	<ul> <li>① D V 被害者支援のプンストップ化、福祉制度等の効果的な活用の推進(再通)</li> <li>② 法テラス等におりる法律相談の活用促進</li> <li>⑤ 法テラス等におりる法律相談の活用促進</li> <li>⑤ D V 被害者の一時保護所退外後の自工に向け、機構的支援の検討</li> <li>⑥ D V 被害者の一時保護所退外後の自工に向け、機構的支援の検討</li> <li>⑤ D V 対応機関と児童権特対応機関との連携変化</li> <li>⑤ D V 対応機関と児童権特対応機関との連携変化</li> <li>⑥ D V が農業機と児童権特対応機関との連携変化</li> <li>⑥ L 2とセント、Nロージールの連携による講案促進</li> <li>⑥ L 2ととでの一時受入</li> <li>② L 2ととでの一時受入</li> <li>② L 2ととでの一時受入</li> <li>② L 2ととでの一時受入</li> <li>③ 日 2を住宅等におする機・2とのようのがアの名実(用類)</li> <li>⑥ 日 2とが安全に該学できるための支援の機化</li> <li>⑥ 同様する子ど告に対する市場の高が管理・</li> <li>⑥ 日 2とが安全に該学できるための支援の機化</li> <li>⑥ 同様する子どは、対する一時保護施認におする保護の重要が構造・便対協入との連携強化</li> <li>⑤ 市町村の D V 対応機関と要保護に対する地域結構会・要対協)との連携強化</li> <li>⑤ 市町村の D V 対応機関と要保護に対する地域結構会・要対協)との連携強化</li> </ul>
推進施第		<ul><li>(2) 学校・家庭・地域での人権教育の 推進</li><li>(3) DV加書者への取組</li></ul>	(1) 配偶者暴力相談支援センターに おける支援の強化	(2) 市町村におけるDV対策の促進	(3) 関係機関との連携強化	<ol> <li>(1) 安心して相談できる体制の強化</li> <li>(2) 相談員等の育成</li> <li>(3) 苦情処理体制の整備</li> </ol>		<ul><li>(1) 総合的な支援の強化</li><li>(2) 就業支援の強化</li><li>(3) 住宅支援の強化</li><li>(4) 同伴する子とち等への支援の強化</li></ul>
基本目標	器	生 1 配偶者等からの暴力を許さない意識 予 の醸成 防		体 制 2 配偶者等からの暴力を許さない社会 整 づくりのための推進体制整備 備		番 3 安心で相談できる体制の強化 カ 光 まままままままままままままままままままままままままままままままままま	被 者 4 D V被害者を安心・安全に保護する の 体制の強化 保	番

# 基本目標1 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く社会に徹底するとともに、性別を問わずお互いを尊重し、力によって相手を支配する人間関係を形成することのないよう、人権尊重とDVを許さないという意識の醸成を図るため、様々なツールや機会を活用した県民への啓発や学校・家庭・地域での人権教育を推進します。

## (1)県民への意識啓発

#### 【現状と課題】

DVという言葉自体は広く知られるようになってきましたが、暴力にあたる行為の具体例に関する認知度は低い状況にあります。県が令和4年度に実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」(以下「DV県民アンケート調査」という。)では、DVという言葉とその内容について約8割の方が認知していましたが、DV防止法の内容まで知っている人は、2割強にとどまっています。また、どのような行為がDVにあたるかということについても、「他の異性との会話やメールを許さない」「大声でどなる」「何を言っても長期間無視し続ける」等の精神的DVについて、「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した方が約5割であり、十分に認識されていないことがわかりました。

そのため、今後も、DVについて県民に深く理解されるよう、様々な機会や媒体を活用して情報発信を行うことが重要です。

#### 【具体的取組】

- ① **啓発カード、リーフレット、ホームページ、SNS、講座など様々なツールによる意識啓発・情報提供** 県は、県民や関係機関に対して、DVに関する相談窓口の場所や受けられる支援等の周知を図る とともに、相談・通報の重要性を理解してもらうため、DVにあたる行為をわかりやすく解説したDV防 止カードやリーフレット等の配布等、様々なツールや機会を活用した広報・啓発を実施し、県民のDV に対するより深い理解が得られるよう意識啓発を推進します。
- ② パープルリボンキャンペーンの推進(国の「女性に対する暴力をなくす運動」との連携促進) 県は、国が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」と連携し、パープルリボンキャンペーン(各 国で行われている、暴力のない社会を目指す運動)を実施することにより意識啓発を推進します。
- ③ 暴力防止に関するセミナーや、広く県民が人権問題を身近に考える学習の機会となるイベント等の 開催

県は、県民に精神的DVなど様々なテーマに関する深い理解を促すため、暴力防止に関するセミナーや、広く県民が人権問題やジェンダー問題を身近に考える学習の機会を設けます。

## (2)学校・家庭・地域での人権教育の推進

## 【現状と課題】

DVの根底には人権の軽視があるため、DVをはじめ暴力や、つきまとい行為、セクシャル・ハラスメント等、あらゆる人権侵害を許さない意識を醸成するとともに、様々な人権侵害に対して適切に対応できる能力を培うことが重要です。

そのためには、家庭・学校・地域等が、子どもの発達段階に応じ、きめ細かい人権教育を行うことが必要です。特に、近年は、配偶者からの暴力だけでなく、交際相手からの暴力被害やいじめ等、若年層における人権侵害が問題となっていることから、若年層に対して、身近な問題であるデートDV等に関する教育も必要です。

#### 【具体的取組】

#### ① 学生等に対する啓発キャンペーンの実施

県は、学校に出前講座等を行うなど、中・高校生や大学生等に対してDV防止に向けた意識啓発 キャンペーンを行います。

#### ② 発達段階に応じた教育の推進

児童生徒がDV等の被害者にも加害者にもならず、互いを尊重し対等な関係を築こうとする態度を身に付けるため、人権教育学習資料集『なかまとともに』など、発達段階に応じた教材等を活用し、ジェンダーやDVについての正しい知識と適切に対応できるスキルの獲得に資する教育を推進します。

また、教員に対しても、ジェンダー平等、男女共同参画社会の実現に向けた研修等を実施し、児童生徒の発達段階に応じた人権教育を推進します。

#### ③ デートDVの未然防止等に向けた啓発活動の推進

デートDVについての認知度が低い(令和4年度のDV県民アンケート調査によると、約4割の方がデートDVについて「言葉があることを知らなかった」または「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」と回答。)ことを踏まえ、県は、学校等との連携や、若年層の多く集まるイベント等の場の活用などにより、デートDVの未然防止のための啓発活動を強化します。

また、異性への執拗なつきまといや待ち伏せ、交際の要求、連続した電話やメール、セクハラ等の 未然防止のための啓発活動を強化します。

#### ④ 生涯学習、地域における人権学習の推進

地域における人権教育推進のリーダーの資質向上と指導力の強化を図るための講座を開催し、 あらゆる人権侵害を許さない、一人一人の人権が尊重された地域社会の構築に向けた人権教育 の推進を図ります。

# (3)DV加害者への取組

#### 【現状と課題】

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、令和4年度のDV県民アンケート調査によると、DV加害経験のある者の約2割は、現在も暴力を振るうことがあるという現状があります。

そのため、DV加害者とならないための予防啓発活動を推進するとともに、加害者に対し再発や暴力の次世代への連鎖を防止するための更生に向けた働きかけを検討することが必要です。

#### 【具体的取組】

#### ① DV加害者とならないための予防啓発活動の推進

被害者に気づきを促して相談を呼びかける広報や啓発とともに、どういう行為がDVに該当するのかなどの広報を通じ、加害者へのDVの気づきの促進等、誰もが加害者、被害者、傍観者とならない予防啓発を推進します。

## ② DV加害者への更生に向けた働きかけの検討

県は、国の提供するDV加害者プログラム(DV加害者の再発防止のための加害者を対象とした心理・教育プログラム等)にかかる情報等について、市町村及び関係機関に情報提供するとともに、関係機関と連携しながら、実施を検討します。

## 〈施策の評価指標〉

指標	現状	目標値	調査等
		(R9 年度)	
広報(イベント)実施市町村数	20 市町村	39 市町村	こども家庭課調べ
	(R4.10)		
デートDV予防啓発出前講座を行った学校数	年間平均	年間平均	女性活躍推進課調
	7 校	7 校	ベ

# 基本目標2 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備

DVを未然に防止するとともに、万一、DVが発生した際には、適切な支援につなぐため、県、市町村及び関係機関が、DVを許さない社会づくりのための推進体制を整備し、それぞれの役割を果たすとともに、「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」のもと緊密に連携した取組みを進めます。

## (1)配偶者暴力相談支援センターにおける支援の強化

#### 【現状と課題】

県中央こども家庭相談センター内に設置している「配偶者暴力相談支援センター」は、県内における DV防止と被害者支援の中核施設として、市町村や、関係機関等と連携し、被害者からの相談受付や、 被害者と同伴する子ども等の一時保護、被害者の自立支援等を行っていますが、近年、被害者の抱え る問題は、複雑化・多様化しています。

このような課題に対応するため、配偶者暴力相談支援センターを中心として、県内の関係機関が連携して、各機関が一層力を発揮できるよう、関係機関への支援等に取り組む必要があります。

#### 【具体的取組】

### ① DV被害者支援のワンストップ化、福祉制度等の効果的な活用の推進

配偶者暴力相談支援センターは、各相談機関におけるワンストップ化のための「DV被害者相談 共通シート」の活用を促進するとともに、様々な福祉制度等の効果的な活用を推進します。

#### ② 相談員の資質の向上に向けた研修

配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者からの相談に加え、市町村からの被害者支援にかかる相談にも対応するなど、専門的・広域的な支援の役割を担うため、研修の充実等により相談員の専門的な知識及びスキルの習得をめざします。

#### ③ 専任女性相談員の配置推進

県は、専任の女性相談員の配置を推進するとともに、相談員を対象に技術の向上を図るための 研修を実施します。

また、市町村におけるDV相談件数が増加傾向で推移している状況をふまえ、市町村の専任女性相談員の配置を促進するとともに、配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけます。

## ④ 市町村や関係機関等との連携によるDV被害者支援の強化

配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者との円滑な相談援助関係の形成に努めながら、市町村や関係機関等と密に連携して被害者を支援します。また、市町村や関係機関等がより柔軟で機動的な被害者支援を行えるよう、情報提供の充実を図ります。

#### ⑤ DVの相談事例及び一時保護の被害者状況の分析、分析を踏まえた支援の充実

県は、より迅速・的確なDV被害者支援を実現するため、過去の相談事例や一時保護の被害者の 状況等について統計・分析等を行い、市町村等関係機関へ提供します。

## (2)市町村におけるDV対策の促進

#### 【現状と課題】

市町村は、DV被害者に最も身近な行政主体として、相談の受付、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等について重要な役割を担っています。令和4年度のDV県民アンケート調査においても、行政機関の相談窓口について相談をしやすくするためには、DV被害の経験があり、誰かに打ち明けたり相談したことがある人のうち約5割の方が「DV被害者にとって身近な相談窓口を増やす」ことと回答しており、住民に最も身近な市町村の役割が期待されています。

そのため、市町村において、住民のニーズに対応し、DV被害者支援をはじめDV対策へ積極的な取組みが求められています。

#### 【具体的取組】

### ① DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進

県は、市町村におけるDV防止と被害者支援の基本計画の策定を促進するとともに、計画の策定にあたり、市町村からの求めに応じて個別の相談に対応する等支援を行います。

#### ② 市町村職員等を対象としたDVの理解を深める研修会開催

県は、DVの理解を深めDV対策の充実につなげるため、市町村職員等を対象とした研修会の開催や専門的助言を行います。

#### ③ 専任女性相談員の配置推進(再掲)

県は、専任の女性相談員の配置を推進するとともに、相談員を対象に技術の向上を図るための 研修を実施します。

また、市町村におけるDV相談件数が増加傾向で推移している状況をふまえ、市町村の専任女性相談員の配置を促進するとともに、配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけます。

#### ④「DV相談対応の手引き」を活用した、市町村の相談業務等への支援

県は、「DV相談対応の手引き」の内容の充実を図り、市町村が被害者支援の身近な相談窓口としての機能を発揮できるよう、手引きを活用した、市町村の相談業務を支援します。

## ⑤ 奈良弁護士会と協働した、弁護士による市町村等の相談員支援に向けた法律相談体制整備

県は、県全体のDV相談の対応力向上、法的支援を強化するため、県及び市町村のDV相談員のための弁護士相談を奈良弁護士会と協働して実施します。

#### ⑥ 県と市町村等との情報共有の推進

県と市町村等は、担当者会議等の場や情報通信ネットワークを活用して、DV被害者保護等に関する情報の共有を推進します。

## (3)関係機関との連携強化

#### 【現状と課題】

DV防止や被害者支援は、配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所等公的な機関だけでな く、民間団体も相談機関として、大きな役割を担って取り組んでいます。しかし、DVは家庭内において 発生することが多いため潜在化しやすく、外部からは発見されにくい状況にあります。

そのため、効果的にDVを未然に防ぐとともに被害者支援に取り組むためには、今後とも官民の区別なく地域の関係機関が一丸となって緊密に連携を図り、幅広い体制で取り組む必要があります。

#### 【具体的取組】

## ① 関係機関におけるDV被害者相談等の実施

民間団体等関係機関は、それぞれの特性や専門的知識を活かし、電話やメールなど様々な方法の相談窓口において、DV被害者相談等を実施します。

県は、より効果的な支援を行うため、DV防止や被害者相談対応を実施する民間団体の調査・研究に取り組むとともに、配偶者等からの暴力被害者支援協議会を通じたネットワークづくりに努めます。

#### ② 関係機関がより柔軟で機動的なDV被害者支援を行うための情報提供

県、市町村及び関係機関は、より柔軟で機動的なDV被害者支援を行うため相互に情報提供を行います。

#### ③ 医療機関との連携強化(DV被害者対応マニュアルの活用)

県は、DV被害者を発見しやすい立場にある医療機関との連携を強化し、DV被害者対応マニュアル等を活用して、早期発見、早期通報につなげます。

#### ④ 民生委員・児童委員活動の推進

県は、奈良県民生児童委員連合会と連携し、民生委員・児童委員の地域における見守り活動等 を通じてDVの早期発見、早期通報につなげます。

#### ⑤ 関係機関や職務関係者との協働・連携による取組の拡充

県、市町村及び関係機関は、それぞれの特性を活かし、DVに対する啓発活動や支援など、協働・連携による取組みを推進します。

また、保健・福祉・保育・教育等の職務関係者がDVに関する相談や通報を受けたとき、被害者に適切な対応を取れるよう周知・啓発を行います。

# 〈施策の評価指標〉

指標	現状	目標値	調査等
		(R9 年度)	
DVの相談先を知っている県民の割合	44.1%	67.0%	こども家庭課調べ
	(R4)		
専任女性相談員の配置市町村数	5 市町村	12 市町村	こども家庭課調べ
	(R4.10)		
DV基本計画を策定している市町村数	15 市町村	20 市町村	こども家庭課調べ
	(R4.10)		

## 基本目標3 安心して相談できる体制の強化

被害者がいつでも安心して相談できる体制を強化するため、様々な相談ツールを充実させ、周知するとともに、被害者の意思や意向が尊重される支援を実施できるよう、相談員等の資質の向上に向けた取組みを推進します。

## (1)安心して相談できる体制の強化

#### 【現状と課題】

DV被害者の相談は、県こども家庭相談センターや女性センター、警察、各市町村の相談窓口、国の相談窓口や民間団体等で行っており、それぞれが協働・連携して対応することが重要です。

DV被害者は多くの場合は女性ですが、DV被害者の性別、国籍、年齢、障害の有無等状況の多様化にも対応し、それぞれの状況に即して相談ができる体制をつくることや様々な相談ツールの充実・周知が必要です。

#### 【具体的取組】

## ①「DV相談対応の手引き」の内容の充実、「DV被害者相談共通シート」の活用促進

担当者向けの「DV相談対応の手引き」の内容の充実を図るとともに、相談関係機関間での「DV被害者相談共通シート」の活用を促進するため、関係者研修会等で周知します。

#### ② 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等による相談対応

県は、平成30年度に設立した奈良県性暴力被害者サポートセンター(愛称:NARA ハート)において、性暴力による被害に遭われた方に対し、被害直後の支援から中長期的な支援も含め、個々のケースに応じて、相談対応、医療機関等への同行、必要に応じた医療費等の助成などを行い、被害者の心に寄り添いながら、心理的負担の軽減、回復を支援します。

#### ③ 様々な相談ツールの充実・周知(SNS(DV相談+(プラス)等))

県は、高校生や大学生等の若年層を中心としたデートDVメール相談や、小・中・高生対象メール相談など、スマートフォン等から気軽に相談できる環境を充実します。また、出張相談など相談機会の拡充を図ります。

また、国において実施しているSNSを活用した「DV相談+(プラス)」の積極的な周知を図ります。

#### ④ 児童生徒のための相談体制の整備

県は、暴力のみならず、多様化・複雑化する課題の背景にある児童生徒の悩みを受け止め、きめ細かな支援を行うため、スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣といった専門家の活用により、各学校の教育相談体制の充実を図っています。また、電話・メール・SNS等を活用したより広いセーフティネットを構築し、相談体制の整備を推進します。

#### ⑤ 警察による相談体制の充実

警察は、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害が生じることのないよう、夜間休日を含めて女性職員による相談対応を充実させるとともに、被害者の心情に配意した相談の実施等、被害者が相談しやすい環境整備に努めます。

#### ⑥ 県の相談窓口間の情報共有の検討

DV被害者が相談窓口ごとに事情を説明する負担を軽減し、二次的被害を防止するため、相談窓口相互の情報共有による被害者支援のあり方を検討する必要があります。また、被害者の支援に直接携わる相談員が代理受傷に陥らないような仕組みが必要です。

そこで、相談員の心身の健康の視点もふまえ、各相談窓口の相談員の積極的な相互交流を図るとともに、外部の専門家によるスーパーバイズ等の実施により、相談窓口間の課題解決を検討します。

## ⑦ 関係機関や職務関係者との協働・連携による取組の拡充(再掲)

県、市町村及び関係機関は、それぞれの特性を活かし、DVに対する啓発活動や支援など、協働・ 連携による取組みを推進します。

また、保健・福祉・保育・教育等の職務関係者がDVに関する相談や通報を受けたとき、被害者に適切な対応を取れるよう周知・啓発を行います。

#### (2)相談員等の育成

#### 【現状と課題】

DV被害者から相談を受ける場合は、被害者の話を充分に聞いたうえで被害者の立場になり問題解決に向けた支援を行うことが必要です。また、DV被害者の状況やDVそのものに対する理解不足による相談員の不適切な対応によって、被害者がさらに傷ついてしまうといった、二次被害を防止するための配慮も重要です。

そのため、複雑・多様化するDV被害者からの相談を正しく理解し、問題解決が図れるよう、各機関の相談員に対し、専門的知識の習得など資質向上のための研修を実施する等の取組みが必要です。

#### 【具体的取組】

## ① 相談員の資質の向上に向けた研修(一部再掲)

県は、DV被害者からの相談に加え、市町村からの被害者支援にかかる相談にも対応するなど、専門的・広域的な支援の役割を担うため、研修の充実等により相談員の専門的な知識及びスキルの習得をめざします。

また、相談員の心身の健康の視点もふまえ、他の専門機関等と連携しながら、研修等の内容の充実を図ります。

また、国、県、市町村、NPO等の人権相談機関が参加する「なら人権相談ネットワーク」を活用し、各機関の相談員等を対象に、研修会等を実施しており、女性の人権やハラスメント等についても取り上げた実績があります。

## ② DVに関する諸制度、プライバシーの保護等の周知徹底

県は、各相談機関がDV被害者に適切な対応を取れるよう「DV相談対応の手引き」を活用しながら、研修や啓発を行い、DVに関する諸制度の習得、プライバシー保護の徹底等を図ります。

## (3)苦情処理体制の整備

#### 【現状と課題】

DV防止法において、県、市町村及び関係機関等は、DV被害者の保護に係る職員の職務執行に関して被害者から苦情の申し出を受けた時は、適切かつ迅速に処理することと規定されています。

#### 【具体的取組】

## ① 迅速かつ適切な苦情処理

県、市町村及び関係機関等は、DV被害者の保護に関することに対して、被害者等からの苦情の申し出があった場合は、被害者の人権やプライバシーに最大限の配慮を行い、必要に応じて各関係機関が連携を図りながら、迅速かつ適切に対応します。

## 〈施策の評価指標〉

指標	現状	目標値	調査等
		(R9 年度)	
「DV相談対応の手引き」の活用市町村数	14 市町村	39 市町村	こども家庭課調べ
	(R4.10)		

# 基本目標4 DV被害者を安心・安全に保護する体制の強化

DV被害者及び同伴する子ども等を加害者から守り安全を確保するため、夜間休日を含めた24時間体制で迅速に一時保護への対応を行うとともに、被害者及び同伴する子ども等が安全で安心な保護を受けられるよう体制の強化に取り組みます。

### (1)一時保護体制の確保

### 【現状と課題】

配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者に更なる被害が及ぶことを防ぐため、緊急的な保護が必要な場合、被害者本人の意思に基づいて一時保護を行っています。

その場合は、DV被害者本人や同伴する子ども等のおかれている状況を勘案し、警察、福祉事務所等の関係機関と緊密な連携を図りながら、迅速安全に、被害者及び同伴する子ども等を加害者の追及から保護することが必要です。

#### 【具体的取組】

### ① 関係機関と連携した、DV被害者及び同伴する子ども等の安全かつ速やかな一時保護

配偶者暴力相談支援センターは、警察、福祉事務所等の関係機関と緊密な連携を図りながら、夜間休日を含め 24 時間体制で安全かつ速やかに、DV被害者及び同伴する子ども等の一時保護を実施します。

#### ② 保護命令申し立てへの支援

配偶者暴力相談支援センターは、DV被害者と同伴する子ども等の安全確保のため、来所相談時または一時保護中において、被害者が裁判所に保護命令を申し立てる場合、書類作成等の支援を行います。

#### ③ 被害者の心身の状況に合わせた一時保護先の検討

妊婦や外国籍の方、障害のある方、精神的なケアが必要な方など、多様な被害者が保護を必要とするようになっており、保護にあたって特別な配慮が求められています。本人の意向を踏まえ支援を確実に進めるため、県内外の社会福祉施設や民間シェルター等の情報を収集し、適切な一時保護委託先施設における保護を実施できるよう、受け入れ体制の拡充を検討します。

### (2)DV被害者が安心できる安全な保護体制の確保

#### 【現状と課題】

一時保護を利用するDV被害者と同伴する子ども等は、心身ともに傷ついていることが多く、また、加害者から追及を受けることも少なくありません。また、DV被害者の年代や性別等は多様化しています。

そのため、DV被害者や同伴する子ども等に対するこころのケアや、加害者の追求から守るための取組みの継続が求められます。また、あらゆるDV被害者が人権に配慮した支援を受けられるよう体制を確保する必要があります。

#### 【具体的取組】

#### ① DV被害者及び同伴する子ども等に対するこころのケアの充実

配偶者暴力相談支援センターは、一時保護中のDV被害者及び同伴する子ども等に対し、相談員 や保育士と連携しながら、必要に応じて心理担当員によるカウンセリング等こころのケアを行うととも に、DVに関する正しい知識の習得、意識の育成を図ります。また、同伴する子ども等のこころに注 目した関係機関との連携を行います。

さらに、被害者の同意を得たうえで、一時保護所退所後も支援が円滑に受けられるよう、市町村 及び関係機関等に情報提供を行います。

### ② 関係機関との連携によるDV被害者及び同伴する子ども等の安全確保

配偶者暴力相談支援センターは、相談機関、警察、福祉事務所、学校、保育所等との密な連携により、DV被害者と同伴する子ども等を加害者から守り、安全を確保します。

#### ③ あらゆる方の人権を尊重した対応

配偶者暴力相談支援センターは、一時保護中のDV被害者及び同伴する子どもに対し、母国語の 通訳の確保、関係機関への同行支援、その他必要に応じた関係部署との連携により、外国人、高齢 者、障害者、LGBTQ や部落差別を受けている人等あらゆる方の人権を尊重した対応を実施します。

#### ④ DV被害者の個人情報を扱う各関係機関における個人情報の適切な管理と保護の徹底

各関係機関は、職員教育等により、個人情報保護法等に基づいてDV被害者の個人情報の適切な管理と保護の徹底を図ります。

# ⑤ 警察による「DV被害者に対するDV防止法などの分かりやすい説明」と、「DV防止法に基づく、 被害の拡大予防、未然防止対応の徹底」

警察は、DV被害者に対してDV防止法などについて分かりやすく説明を行います。DV防止法に基づく被害者からの援助申出や裁判所の保護命令の決定に迅速に対応し、被害の未然防止に努めます。また、警察は、DV被害の発生を防止するための措置を講じるとともに、DV被害者に対して助言、指導を行い、加害者の行為が暴行、傷害、脅迫等の犯罪に当たる場合には厳正に対処し、被害者の安全確保を徹底します。

# 〈施策の評価指標〉

指標	現状	目標値	調査等
		(R9 年度)	
一時保護者の生活面の充足度	69.1%	80.0%	中央こども家庭相談
	(R4.10)		センター調べ

<sup>※</sup>一時保護所退所時アンケートの結果を活用

# 基本目標5 DV被害者の自立に向けた支援の強化

DV被害者が加害者から離れて安心して自立した生活ができるよう、経済的基盤を築く就業支援や、 生活の拠点を確保する住宅支援、同伴する子どもの学習支援など、被害者が抱える課題の解決に向 けた支援の強化に取り組みます。

# (1)総合的な支援の強化

#### 【現状と課題】

DV被害者が自立するためには、就業や住宅の確保、子どもの就学の他にも、様々な理由から関係機関の支援が必要となります。

その場合、各相談機関は、できるだけDV被害者に負担がかからないよう、円滑に関係機関の支援につなぐことが必要です。また、利用できる福祉制度、施設などをDV被害者の立場に立って幅広く検討する必要があります。

#### 【具体的取組】

### ① DV被害者支援のワンストップ化、福祉制度等の効果的な活用の推進(再掲)

配偶者暴力相談支援センターは、各相談機関におけるワンストップ化のための「DV被害者相談 共通シート」の有効活用を促進し、福祉制度等の効果的な活用を推進します。

#### ② 法テラス等における法律相談の活用促進

日本司法支援センター(法テラス)や弁護士会等における無料の弁護士相談などの活用促進を図り、DV被害者の自立を支援します。

#### ③ 母子、父子並びに寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉貸付金制度等の活用

母子、父子並びに寡婦福祉資金貸付金制度や生活福祉貸付金制度等を活用して、DV被害者の 経済的な自立を支援します。

#### ④ DV被害者の一時保護所退所後の自立に向けた継続的支援の検討

DV被害者が一時保護所退所後、県外で生活する場合も多いことから、県の内外を問わず関係自治体との連携を強化することにより、被害者の自立を支援します。

市町村に対しては、被害者の自立に向けた各種手続きが迅速に行われるよう、「DV被害者相談 共通シート」の提供による窓口の一元化を働きかけます。

また、きめ細かな自立支援対策を推進するためには、様々な民間団体と協力していくことが必要です。民間団体の貴重なノウハウや豊富な人材を活用し、行政と連携した適切な支援を行うためのネットワークづくりを検討します。

### ⑤ DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化

DV対応機関(部署)は児童虐待の早期発見に努め、児童虐待対応機関(部署)はDV被害者保護のために連携を強化し、双方の援助方針会議への参加や積極的な情報交換を行います。

# (2)就業支援の強化

#### 【現状と課題】

DV被害者の早期自立のためには、安定した職業に就き、経済基盤を確立させることが重要です。しかし、令和4年度のDV県民アンケート調査によると、過去に暴力被害を受けた方のうち、約4割の方が経済的な不安から加害者と別れることを思いとどまっている状況があります。

### 【具体的取組】

① 県母子家庭等就業・自立支援センター(スマイルセンター)等、女性の就業に関する窓口との連携による就業支援

各相談機関は、スマイルセンターや再就職準備相談窓口等の女性の就業に関する窓口において 実施している、就業相談や就業情報の提供、就業支援講習会等を活用しながら、就業支援を行いま す。

# ② しごとiセンター、ハローワークとの連携による就業促進

各相談機関は、しごとiセンターやハローワークにおいて実施している、就業相談、情報提供、技能習得講習等を活用しながら、就業支援を行います。

# (3)住宅支援の強化

#### 【現状と課題】

一時保護終了後にDV加害者の家に戻らず、新たな生活を始めようとする被害者の自立を支援するためには、住宅を確保し、居住の安定を図ることが重要です。

そのため、公営住宅等を通じた住宅支援を行いDV被害者の住宅の確保に努めることが必要です。

#### 【具体的取組】

#### ① 県営住宅での一時受入

県は、DV被害者が安住できる住宅が見つかるまでの間、県営住宅を緊急避難的に応募の手続きを経ず利用できるよう運用し、ステップハウスとして提供します。

#### ② 公営住宅等における優先入居や入居資格の緩和

県及び市町村等では、優先入居枠の設定等により、DV被害者が公営住宅に入居しやすくなるよう努めます。

## (4)同伴する子ども等への支援の強化

#### 【現状と課題】

DV被害者を一時保護する場合、その子ども等の一時保護も必要になる場合は多く、配偶者暴力相談支援センターでは、被害者本人だけでなく同伴する子ども等の一時保護も併せて行っています(令和3年度一時保護者:DV被害者37名 同伴する子ども33名)。

このような場合、同伴する子どもに対して、精神的なケア等に加えて、一時保護期間中の学習、保育を実施する必要があります。また、子どもが通学する学校や幼稚園、保育所においても、DV加害者に居所が知られることがないよう配慮しなければなりません。さらに、転校等の手続時などは、関係機関と学校、教育委員会等が連携し、DV加害者に居所を知られないために、子ども等に関する情報を適切に管理することも必要です。同伴する子ども等に対する支援は、DV被害者の自立のために必要であるとともに、支援のなかで、子ども等がDVを含むあらゆる暴力を許さない人権意識を育むことにより、将来のDV防止にも効果があると考えられます。

#### 【具体的取組】

#### ① DV被害者及び同伴する子ども等に対するこころのケアの充実(再掲)

配偶者暴力相談支援センターは、一時保護中のDV被害者及び同伴する子ども等に対し、相談員 や保育士と連携しながら、必要に応じて心理担当員によるカウンセリング等こころのケアを行うととも に、DVに関する正しい知識の習得、意識の育成を図ります。また、同伴する子ども等のこころに注目 した関係機関との連携を行います。

さらに、被害者の同意を得たうえで、一時保護所退所後も支援が円滑に受けられるよう、市町村及 び関係機関等に情報提供を行います。

# ② 同伴する子ども等に関する情報の適切管理

配偶者暴力相談支援センター及び関係機関は、DV加害者から子ども等を守り、安全を確保するため、子ども等に関する情報を適切に管理します。

#### ③ 子どもが安全に就学できるための支援の強化

配偶者暴力相談支援センターは、関係機関と連携し、DV被害者に同伴する子どもが安全に就学できるよう、学校関係者、保育関係者、スクールカウンセラー等に対して、DVに関する法制度の周知を図るとともに、教育委員会、学校や保育所と情報共有を図るなど必要な支援を行います。

#### ④ 同伴する子どもに対する一時保護施設における保育・学習支援の充実

令和4年度のDV県民アンケート調査において、約4割の方が、DV被害者への支援として、「子どもの保育や教育への支援」が重要と回答されています。配偶者暴力相談支援センターは、一時保護所に保育士を配置するとともに、児童相談所と密接に連携を取りながら、同伴する子どもの保育・学習指導を実施する等、同伴する子どもに対する学習支援を行います。

# ⑤ 市町村のDV対応機関と要保護児童対策地域協議会(要対協)との連携強化

県は、市町村におけるDV対応機関(部署)が要保護児童対策地域協議会に参加するよう働きかけるとともに、業務の相互理解を図り連携強化を促進します。

# 〈施策の評価指標〉

指標	現状	目標値	調査等
		(R9 年度)	
市町村のDV対応機関と要保護児童対策地域協	32 市町村	39 市町村	こども家庭課調べ
議会(要対協)との連携市町村数	(R4.10)		

# 資料編

# I 支援マップ



### 相談したい・ 離れたい・ 近づいて欲しくない・ ケガを治したい等

安 全 な 生 活

を

確 保

す

る た

め

の 支

援

機

関

続

援

関

自

立

た

生 活 を

進

め る

た

め

相談•被害申告 (緊急の場合は通報)



警察

•相談 被害者の保護 ・加害者の検挙

・被害発生防止のために必要な措置、援助



\*\*\*\*\*\*\*\*\*\* 中央こども家庭相談センター

・自立生活の促進・被害者及び同伴児童の保護(一時保護)

·関係機関等との連絡調整 ·各種証明書の発行

高田こども家庭相談センター

女性センター、市町村、法務局、民間団体 等

保護命令申立 仮処分命令申立

相談•避難



地方裁判所

·保護命令(接近禁止命令、退去命令) ·仮処分命令



受診 (ケガ等をした場合)

病院

•治療 •診断書作成

関係支援機関の情報提供

(・被害者の発見・関係機関への通報)



#### 別れたい等

相談・弁護士の紹介依頼

相談・援助の申込み

離婚調停申立て



弁護士会

・弁護士の紹介 ・法的手続きの支援



法テラス(日本司法支援センター)

・弁護士の紹介

・裁判費用の立て替え



家庭裁判所

※調停離婚(別居中の生活費·養育費·財産分与·慰謝料·親権)

→調停不成立の場合

家庭裁判所

•判決離婚 •和解離婚等



#### 自立したい等

社会福祉制度の利用

住居の確保

子どもを預ける

転校の手続



[福祉事務所、市町村相談窓口

•生活福祉資金 •生活保護

·母子父子寡婦福祉資金 ·公営住宅

↓・ひとり親家庭等医療制度

母子生活支援施設(母子世帯が利用可能)



県、市町村

市町村



•保育所

·公営住宅

・ショートステイ



県・市町村教育委員会



スマイルセンター、女性センター、しごとiセンター、 ハローワーク、マサ・ース・コーナー等

•就業相談 ·制度の情報提供 ·就業支援講習会

の 支 援 機 関

働く

# Ⅱ 支援機関一覧

- ※令和4年現在の情報です。
- ※情報は変更となる場合がありますので、詳細は各相談機関にご確認ください。

名 称	電話番号	相談日時等	
奈良県中央こども家庭相談センター (配偶者暴力相談支援センター) 0742-22-4083		電話相談:月~金 9:00~20:00 面接相談(予約制):月~金 9:00~16:00	
奈良県高田こども家庭相談センター	0745-22-6079	電話相談:月~金 9:00~16:00 面接相談(予約制):月~金 9:00~16:00	
奈良県女性センター 女性相談窓口	0742-22-1240	電話相談·面接相談(予約制): 火〜土・日・祝日 9:00〜17:00 (13:00〜14:00除く) 女性センターの休館日を除く。 月曜が祝日の場合、直後の平日を除く。	
(法務省) 女性の人権ホットライン	0570-070-810	電話相談·面接相談(予約制):月~金 8:30~17:15 ※最寄りの法務局·地方法務局につながります。 ※一部IP電話は対象外。直接下記にお電話ください。	
奈良地方法務局人権擁護課	0742-23-5457		
奈良地方法務局葛城支局	0745-52-4941	च 電話相談·面接相談(予約制):	
奈良地方法務局桜井支局	0744-42-2896	月~金 8:30~17:15	
奈良地方法務局五條支局	0747-22-2484		
(内閣府男女共同参画局) DV相談+(プラス)	0120-279-889	電話相談:24時間受付 ※メール (24時間受付)、SNS (チャット) (12:00~22:00対応) ※SNS相談では外国語相談 (10言語) にも対応	
(内閣府男女共同参画局) D V 相談ナビ	#8008	どこに相談すればよいかわからないという方のための案内サービス。発信地等の情: ら最寄りの相談機関に電話が自動転送されます。 ※一部IP電話は対象外。	
奈良地方裁判所 	0742-88-2641	【管轄区域】 奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、 安堵町	
奈良地方裁判所葛城支部	0745-53-1012	【管轄区域】 大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本 曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、東吉野村	
奈良地方裁判所五條支部	0747-23-0261	【管轄区域】     五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山: 上北山村、川上村	

### 【警察】 ※緊急時には最寄りの交番・警察署に駆け込むか、110番通報

【言祭】 ※緊急時には最寄りの交番・			※緊急時には最寄りの交番・警察署に駆け込むか、110番 <u>通</u> 報。	
	名 称	電話番号	管轄区域等	
	₹良県警察本部) ポくん相談コーナー	0. 12 20 1100	電話相談:月〜金 8:30〜16:30 ※夜間休日等は当直員が対応します。 ※目の不自由な方のためのFAX相談 0742-24-0874	
警察	<b>沒署</b>	※各警察署 分庁舎	にも相談窓口が設けられています。各警察署の代表番号にお電話ください。	
	奈良警察署	0742-20-0110	奈良市の東部 (旧都祁村区域を除く) および中央部	
	奈良西警察署	0742-49-0110	奈良市の西部	
	生駒警察署	0743-74-0110	生駒市	
	郡山警察署	0743-56-0110	大和郡山市	
	西和警察署	0745-72-0110	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町	
	天理警察署	0743-62-0110	奈良市(旧都祁村区域のみ)、天理市、山添村、川西町、三宅町、田原本町	
	田原本警察庁舎	0744-33-0110	宗民中(旧御岬刊区域のみ)、入理中、田添刊、川四町、二宅町、田原本町 	
	桜井警察署	0744-46-0110		
	宇陀警察庁舎	0745-82-0110	(女开印、于陀印、盲网们、神仪 <u>性、束占</u> 野性	
	橿原警察署	0744-23-0110	橿原市、高取町、明日香村	
	高田警察署	0745-22-0110	大和高田市、御所市、葛城市	
	御所警察庁舎	0745-63-0110	人们向田中、神州中、省城中 	
	香芝警察署	0745-71-0110	香芝市、広陵町	
	五條警察署	0747-23-0110	五條市、野迫川村、十津川村	
	十津川警察庁舎	0746-63-0110	▗▃▗▗▗▗▗▗▗▗▗▗▗▗▗ ▗▃▗▗▗▗ ▗▃▗▗▗▗	
	吉野警察署	0747-53-0110	  吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村	
	さくら警察庁舎	0746-32-0110	ロ 野叫 、 八 ル叫 、 下 中叫 、 赤 風 竹 、 入川 竹 、 下 北 川 村 、 上 北 川 村 、 川 工 村   	

#### 【民間団体】

名 称	電話番号	相談日時等	
(社福) 奈良いのちの電話協会 0742-35-1000		電話相談: 年中無休 24時間 ※メール相談も可	
		電話相談: 毎水曜日 11:00~16:00 ※メール相談: FAX相談 (番号同じ) 等も可	
(特非) なら人権情報センター河合支局	0745-57-2908	電話相談·面接相談(予約制):火·金 10:00~12:00 13:00~15:00 火・金曜日が祝日の場合、前日に実施 ※8/14~16、12/28~1/5を除く	
(公社) なら犯罪被害者支援センター			
電話相談 面接相談	0742-24-0783	電話相談・面接相談(予約制):月~金 10:00~16:00 ※メール相談可	
中南和相談コーナー	0744-23-0783	電話相談·面接相談(予約制):月·火 10:00~16:00	
臨床心理士による面接相談	0742-26-6935	面接相談(予約制):毎週1回 13:00~16:00	
参画ネットなら デートDV電話相談	090-8140-8061	電話相談:土 (春・夏・冬休みは水曜日も実施) 11:00~16:00 ※メール相談も可	

# 【市町村】

※各市町村のDV担当課を記載しています。 ※相談に対応する専門の窓口が別に置かれている場合があります。

市町村】		※相談に対応する専門の窓口が別に置かれている場合があります。 	
名 称	電話番号	住 所	
奈良市 男女共同参画室	0742-81-3100	奈良市西之阪町12	
大和高田市 人権施策課	0745-22-1101	大和高田市大中98-4	
大和郡山市 人権施策推進課	0743-53-1151	大和郡山市北郡山町248-4	
天理市 こども支援課	0743-63-1001	天理市川原城町605	
橿原市 人権政策課	0744-21-1090	橿原市内膳町1-6-8	
桜井市 こども未来課 または 人権施策課	0744-42-9111	桜井市栗殿432-1	
五條市 児童福祉課	0747-22-4001	五條市岡口1-3-1	
御所市 人権施策課	0745-65-2210	御所市柏原235	
生駒市 人権施策課 男女共同参画プラザ	0743-75-0237	生駒市元町1-6-12 生駒セイセイビル内	
児童福祉課 香芝市	0745-79-7522	香芝市本町1-374-1 香芝市総合福祉センター	
市民協働課	0745-76-2001	香芝市本町1397	
葛城市 人権政策課	0745-69-3001	葛城市柿本166	
宇陀市 人権推進課	0745-82-2147	宇陀市榛原下井足17-3	
山添村 総務課	0743-85-0041	山辺郡山添村大西151	
平群町 健康保険課	0745-45-1001	生駒郡平群町吉新1-1-1	
三郷町 住民福祉課	0745-73-2101	生駒郡三郷町勢野西1-1-1	
斑鳩町 子育て支援課	0745-75-1152	生駒郡斑鳩町小吉田1-12-35 生き生きプラザ斑鳩内	
安堵町 総合政策課	0743-57-1511	生駒郡安堵町東安堵958	
川西町 住民保健課	0745-44-2211	磯城郡川西町結崎28-1	
三宅町 健康子ども課	0745-43-3580	磯城郡三宅町伴堂848-1 あざさ苑内	
田原本町 総務課	0744-32-2901	磯城郡田原本町890-1	
曽爾村 保健福祉課	0745-94-2101	宇陀郡曽爾村今井495-1	
御杖村 保健福祉課	0745-95-2001	宇陀郡御杖村菅野1581 保健福祉医療総合センター	
高取町 福祉課	0744-52-3334	高市郡高取町観覚寺990-1	
明日香村 健康づくり課	0744-54-5550	高市郡明日香村立部745 健康福祉センター内	
上牧町 福祉課	0745-76-1001	北葛城郡上牧町上牧3350	
王寺町 子育て支援課	0745-73-2001	北葛城郡王寺町王寺2-1-23	
広陵町 こども課	0745-55-1001	北葛城郡広陵町笠161-2 さわやかホール内	
河合町 住民福祉課	0745-57-0200	北葛城郡河合町池部1-1-1	
吉野町 町民税務課	0746-32-3081	吉野郡吉野町上市80-1	
大淀町 人権住民保険課 または 健康こども課	0747-52-5501	吉野郡大淀町桧垣本2090	
下市町 健康福祉課	0747-52-0001	吉野郡下市町下市1960	
黒滝村 保健福祉課	0747-62-2031	吉野郡黒滝村寺戸77	
天川村 健康福祉課	0747-63-9110	吉野郡天川村南日裏200	
野迫川村 住民課	0747-37-2101	吉野郡野迫川村北股84	
十津川村 福祉事務所	0746-62-0001	吉野郡十津川村小原225-1	
下北山村 保健福祉課	07468-6-0015	吉野郡下北山村浦向375 下北山村保健センター内	
上北山村 住民課	07468-2-0001	吉野郡上北山村河合330	
川上村 住民課	0746-52-0111	吉野郡川上村迫1335-7	
東吉野村 住民福祉課	0746-42-0441	吉野郡東吉野村小川99	

# 法的手続きを進めるための支援機関

	名 称	電話番号	受付時間等	管轄区域
奈」	· 身弁護士会			
	弁護士紹介センター	0742-22-2035	電話予約:月~金 9:30~17:00 ※web予約も可	
	中南和法律相談センター	0742-22-2035	電話予約:月~金 9:30~17:00	大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上寺町、広傍町、河合町、吉野町、大野迫川村、下町、黒滝村、下川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
法-	・ テラス (日本司法支援センター)			
	法的トラブル	0570-078374 『P電話からは 03-6745-5800	月~金 9:00~21:00	
	犯罪被害	<b>0120-079714</b> IP電話からは 03-6745-5801	± 9:00~17:00	
奈」	· 臭家庭裁判所 -	0742-88-6521 0742-88-6522		奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、 生駒市、山添村、平群町、三郷町、 斑鳩町、安堵町
	奈良家庭裁判所葛城支部	0745-53-1774		大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、 葛城市、宇陀市、川西町、三宅町、 田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、 明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、 河合町、東吉野村
	奈良家庭裁判所五條支部	0747-23-0261		五條市、野迫川村、十津川村
	奈良家庭裁判所吉野出張所	0747-52-2490		吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、 天川村、下北山村、上北山村、川上村
	- - 良地方検察庁) 害者ホットライン	0742-27-6861	電話相談 月~金 8:30~17:15	

奈良県中央こども家庭相談センター (児童相談部門)	0742-26-3

自立した生活を進めるための支援機関

名 称	電話番号相談日時等		
奈良県中央こども家庭相談センター (児童相談部門)	0742-26-3788	月~金 9:00~17:00 ※こどもへの虐待等緊急の通告は、休日·夜間にかかわらず24時間受け付けています。	
奈良県高田こども家庭相談センター	0745-22-6079	月~金 9:00~17:00	
奈良県女性センター			
(働く女性支援相談窓口)	0742-27-2302	火〜土 9:00〜13:00 14:00〜17:00(予約制) 休館日・祝日、12/28〜1/4は休み	
(女性の再就職準備相談窓口)	0742-24-1150	火〜土 9:00〜13:00 14:00〜17:00(予約制) 休館日・祝日、12/28〜1/4は休み	
奈良県スマイルセンター (母子家庭等就業・自立支援センター)	0742-24-7624	月〜土 8:30〜17:00 ひとり親家庭の親、離婚を考える親などのための相談 ※メール相談も可	
奈良県奈良しごと「センター	0742-23-5730	月~土 9:00~17:00	
ならジョブカフェ	0742-23-5730	月~土 10:00~18:00 おおむね35歳末満の求職者対象	
奈良県高田しごと(センター	0745-24-2010	月~土 9:00~17:00	
(※母子生活支援施設について)	※お住まいの地域の	・ D福祉事務所にお問い合わせください。	
(※公営住宅について)	※お住まいの市町村住宅担当課または奈良県住まいまちづくり課(0742-27-7539)にお問い合わせください。		
(※保育園について)	※お住まいの市町村保育担当課にお問い合わせください。		
奈良県教育委員会事務局 (県立高等学校)	0742-22-1101 月~金 8:30~17:15		
奈良県教育振興課 (私立高等学校) 0742-22-1101 月~金 8:30~17:15			

#### 【ハローワーク、マザーズコーナー】

名 称	電話番号	相談日時	管轄区域
ハローワーク奈良	0742-36-1601	月·水·金 8:30~17:15 火·木 8:30~18:00 第2:第4土 10:00~17:00	奈良市、天理市、生駒市、山添村
マザーズコーナー	0742-36-1601	月~金 8:30~17:15	
ハローワーク大和郡山	0743-52-4355	月~金 8:30~17:15	大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、
働く女性応援コーナー	0743-52-4355	月~金 8:30~17:15	安堵町
ハローワーク大和高田	0745-52-5801	月~金 8:30~17:15	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、
マザーズコーナー	0745-52-5801	月~金 8:30~17:15	────────────────────────────────────
ハローワーク桜井	0744-45-0112	月~金 8:30~17:15	桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、
マザーズコーナー	0744-45-0112	月~金 8:30~17:15	田原本町、曽爾村、御杖村、東吉野村
ハローワーク下市	0747-52-3867	月~金 8:30~17:15	五條市、吉野町、大淀町、下市町、
働く女性応援窓口	0747-52-3867	月~金 8:30~17:15	────────────────────────────────────

### 【福祉事務所】

※ 利用したい制度等により担当課が異なる場合があります。 原則として市役所等の代表番号を記載しています。

惟作	企事務所】 原則として市役所等の代表番号を記載しています。				
	名 称	電話番号	住 所	管轄区域	
県	中和福祉事務所	0744-48-3020	橿原市常盤町605-5 奈良県橿原総合庁舎内	山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、 安塔町、川西町、三宅町、田原本町、 高取町、明日香村、上牧町、王寺町、 広陵町、河合町	
	吉野福祉事務所	0746-32-5315	吉野郡吉野町上市133 吉野町中央公民館内	曽爾村、御杖村、吉野町、大淀町、 下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、 下北山村、上北山村、川上村、 東吉野村	
奈	· 良市福祉事務所	0742-34-1111	奈良市二条大路南1-1-1	市内全域	
大	和高田市社会福祉事務所	0745-22-1101	大和高田市大中98-4	市内全域	
大	和郡山市福祉事務所	0743-53-1151	大和郡山市北郡山町248-4	市内全域	
天	理市社会福祉事務所	0743-63-1001	天理市川原城町605	市内全域	
橿	原市福祉事務所	0744-22-8984	橿原市内膳町1-1-60	市内全域	
桜	井市社会福祉事務所	0744-42-9111	桜井市栗殿432-1	市内全域	
五	條市福祉事務所	0747-22-4001	五條市岡口1-3-1	市内全域	
御	所市社会福祉事務所	0745-62-4512	御所市774-1 いきいきライフセンター内	市内全域	
生	駒市福祉事務所	0743-74-1111	生駒市東新町8-38	市内全域	
香	芝市福祉事務所	0745-79-7522	香芝市逢坂1-374-1 総合福祉センター内	市内全域	
葛	城市福祉事務所	0745-48-2811	葛城市長尾85番地	市内全域	
宇	陀市福祉事務所	0745-82-2236	宇陀市榛原下井足17-3	市内全域	
+	津川村福祉事務所	0746-62-0902	吉野郡十津川村小原225-1	村内全域	

発行:奈良県文化・教育・くらし創造部 こども・女性局こども家庭課

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

TEL: 0742-27-8678 FAX: 0742-27-8107